京都市告示第 9 6 号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。 平成28年4月13日

京都市長 門 川 大 作

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	桂経103号線	西京区桂稲荷山町33番地の28地先 同上		
2	淀77号線	伏見区淀美豆町1223番地の6地先 同町872番地の1地先		

(建設局土木管理部道路明示課)